

仕様書

1 事業・委託業務名

「自律的な学び」を支える情報基盤の刷新および運用保守に関する業務委託

2 目的

現在、教育委員会では、Google Sites上に市立学校の教職員の教育活動を支援する「福岡市先生応援サイト」（以下、「本ポータル」という。）を運営している。

本事業は、急激に変化する社会環境および教育環境に対応するため、本ポータルを、教育委員会が推進する「自律的な学び」を支える情報基盤として再設計し、教職員や児童生徒が日常の教育活動に活用しやすいサイトへ刷新し、児童生徒が利用する他サイトや教材を本ポータルに統合するものである。あわせて、地域・企業・大学等の外部資源の活用および地域連携を促進するため、将来的な展開を見据えた情報基盤の初期構築を行う。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

福岡市教育委員会指導部学校企画課 外

5 委託業務の内容**(1) 「自律的な学び」を支える情報設計**

受注者は、教育委員会から提供する教育施策に関する資料、既存コンテンツ等を踏まえるとともに、教育委員会と協議しながら、本ポータルにおいて大切にする「自律的な学び」の考え方を整理すること。

その上で、本ポータルに蓄積されている情報を体系的に分類・再構成し、教職員が必要な情報を理解しやすく、日常の教育活動に活用しやすい情報設計を行うこと。

(2) 本ポータルのユーザーインターフェースの刷新と他サイト等の統合

(1)の情報設計に基づき、本ポータルを、教職員が日常の校務および教育活動の中で必要な情報に迷わずアクセスできる、視認性および操作性に優れた構成に改修すること。特に、初めて利用する教職員、必要な資料や実践事例を探している教職員、校内研修や授業改善に活用したい教職員など、利用者の目的や状況に応じた導線を設計すること。また、他サイトに掲載中の児童生徒が視聴する動画などの教材を本ポータルでも活用できるようにすること。単なる機能や資料の羅列にとどまらず、各コンテンツが「自律的な学び」の理解、実践、振り返りおよび改善にどのようにつながるのかを教職員が把握でき、児童生徒の自律的な学びの実現につながるデザインとすること。

(3) 学校現場へのヒアリング等の実施および改善への反映

本ポータルの情報設計および改修に当たり、福岡市内の学校の教職員を対象としたヒアリング又はアンケート等を実施し、学校現場の実態、利用上の課題、必要とされる情報および想定される活用場面を把握すること。受注者は、把握した内容を踏まえ、本ポータルの情報設計、コンテンツ構成、表現、導線および運用方法の改善に反映すること。なお、学校との連絡および調整に係る窓口は、原則として教育委員会が担うものとする。

(4) 複数部局による継続運用体制の構築

本ポータルの刷新後、教育委員会の複数部局が、コンテンツを編集・管理できる運用体制を構築すること。運用体制の構築に当たっては、更新権限、編集ルール、掲載基準、更新頻度および承認手順等について教育委員会と協議の上、継続的かつ効率的に運用できる方法を整理すること。また、担当者の異動等が生じた場合においても運用を継続できるよう、必要なマニュアルおよび運用ルールを作成すること。

(5) 外部資源活用・地域連携のためのデータベースの初期構築

将来的な地域・企業・大学等の外部資源との接続や、地域連携に関する実践事例の蓄積・共有を見据え、外部資源情報や実践事例等を掲載・管理できるデータベースの構成方法について提案すること。なお、今年度においては、大規模な地域人材登録や外部資源データベースの本格構築は必須とせず、具体的な実施範囲は教育委員会との協議により決定する。

(6) 本ポータルを価値を高める独自提案

受注者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、「自律的な学び」の実践促進、本ポータルの活用定着、および教職員の業務負担軽減に資する機能、コンテンツ、運用方法、研修・伴走支援、事例収集等について、独自の提案を行うこと。

6 成果物

本委託業務の完了時には、以下の成果物をすべて電子データにて納品すること。

- (1) 「自律的な学び」を支える教職員向け情報基盤として刷新した本ポータル一式
- (2) ユーザー別の操作・運用マニュアル
- (3) その他、教育委員会との協議により決定した資料・データ一式

7 委託条件

- (1) 教員の業務実態を理解し、現場に即した仕様にできること
- (2) 情報セキュリティおよび個人情報保護に十分配慮した構築ができること
- (3) 教育分野における専門的な知見を有すること

8 著作権等

(1) 成果物の権利帰属

本委託業務において新たに作成された成果物（プログラム、デザイン、データベース、各種コンテンツ、著作物等の一切を含む。以下同じ。）の著作権その他関係法上の権利は、教育委員会に帰属するものとする。ただし、受注者が本業務の開始前から保有していた知見、ノウハウ、テンプレート、プログラム、汎用的な設計資料、その他受注者固有の知的財産については、この限りではない。

(2) 著作者人格権の不行使

受注者は、成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。また、受注者は本委託業務における成果物の制作に関与したすべての者（再委託先等を含む）について、著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを保証するものとする。

(3) 第三者の権利侵害の防止と保証

受注者は、成果物について、第三者の商標権、著作権、特許権、意匠権、肖像権、プライバシー権その他の諸権利を侵害しないよう必要な措置を講じること。また、画像、映像、音楽、文章、個人情報等を使用する場合は、必要な権利処理および利用承諾の確認を、受注者の責任において適正に行うものとする。

(4) 紛争発生時の責任

成果物に関し、第三者の権利侵害等の理由による紛争、異議申し立て、損害賠償請求等が生じた場合は、受注者の責任と費用負担において一切を解決するものとし、教育委員会にはいかなる損害・負担も与えないものとする。

9 情報セキュリティ、個人情報および生成AI等の取扱い

- (1) 受注者は、個人情報の保護に関する法令、福岡市が定める情報セキュリティおよび個人情報保護に関する規程その他関係する基準を遵守すること。
- (2) 個人情報および情報資産を取り扱う場合は、別途示す「委託における個人情報および情報資産の取扱いに係る措置の基準」その他関係書類に基づき、必要な安全管理措置を講じること。
- (3) 生成AI、外部クラウドサービスその他外部サービスを利用する場合は、事前に委託者と協議し、利用目的、取扱う情報および安全性を確認すること。個人情報、機密情報その他委託者が不適切と判断する情報を、委託者の承認なく外部サービスへ入力してはならない。

10 その他

- (1) 受注者は業務の円滑かつ確実な遂行ができるよう、適切な業務遂行体制を確保すること。

- (2) 本業務の実施にあたっては、教育委員会と十分に協議すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、教育委員会と受注者で協議の上、決定すること。